

【化学物質管理者専門的講習（2日コース）】開催！

令和6年4月から化学物質管理者の選任が必要となります！

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部が改正され、自律的管理を基軸とする化学物質規制が導入されています。令和6年4月からは化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理など、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。

化学物質を製造する事業場においては「化学物質管理者専門的講習（2日間コース）」の修了者から選任しなければなりません。下記により同講習を実施しますので、この機会の受講をご検討ください。

化学物質の製造の定義とは？

Q：・物質を希釈して濃度の異なる製剤にすることは製造に該当するか？

・物質の構造や性状を変える行為は製造となるか？

・A物質とB物質の混合（2液混合タイプの塗剤など）も該当するの？

A：物質の構造や性状を変えたものや希釈、混合したものを譲渡提供（＝ラベル・SDSを作成）する事業場は、労働安全衛生規則12条の5の「製造」に該当するため、専門的講習を修了した者から化学物質管理者を選任する必要があります。

譲渡提供を目的とせず自社で消費する場合は、同規則第12条の5の「製造」に該当しません。（同規則が製造事業場の化学物質管理者にラベル・SDSの作成について管理を行わせるという趣旨によるものです。）

記

講習名 化学物質管理者専門的講習（2日コース）

日程 ① 令和5年11月21日（火）～22日（水）午前9時20分～午後16時30分

② 令和6年3月22日（金）～23日（土）午前9時20分～午後16時30分

【申し込み開始日は12月20日の予定】

会場 （公社）神奈川労務安全衛生協会（横浜市中区相生町3-63 ヤマビル2F）
JR 関内駅北口または、みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩約3分

申込み 協会ホームページからインターネットでのお申込み
または申込書類を郵送 ホームページはこちら <https://roaneikyo.or.jp>

対象者 化学物質を製造する事業場において化学物質管理者として選任される方

受講料 一般受講料：29,600円 テキスト：1,980円 （消費税を含む）

会員受講料：25,600円 テキスト：1,980円 （消費税を含む）

※本講習は第一種衛生管理者や作業主任者の資格を有する方についての科目免除はありません。